

## 「インターネットにおける誹謗中傷等に係る発信者の個人情報取得を 可能とする法案」について

### 依頼内容 1 の「合理的な理由がある場合」における発信者情報の開示について

プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）は、被害者の権利回復の必要性と発信者の表現の自由という両者の法益を適切に確保する趣旨から、発信者情報の開示請求について、被害者の権利侵害の明白性等の厳格な要件を規定しております（同法第4条第1項）。これを「合理的な理由がある場合」とすると、要件が抽象的なものとなり、上記の趣旨に照らして適切ではないと考えられます。

また、このような抽象的な要件では、プロバイダにおいても、要件該当性の判断がつきかねるのではないかと考えられます。

### 依頼内容 1 のマイナンバーの SNS 登録時における入力義務付けについて

マイナンバーは、税・社会保障・災害対策の分野に限定して活用されるものであり、これを収集・保管できるのは行政機関や雇用主等の法令に規定された者に限定されている（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条及び第20条）ことから、SNS登録時にマイナンバーの入力を義務付けることは困難と考えられます。

### 依頼内容 2 の SNS 運営会社が海外に所在する場合について

一般論として、現状においても、プロバイダ責任制限法等に基づき、海外に所在するプロバイダに対して発信者情報の開示請求を行うことは可能です。もっとも、訴状の送達に長い時間を要するなど裁判手続において多くの時間・コストがかかるとの指摘があります。

※ 発信者情報の開示請求に関する制度については、現在、総務省の「発信者情報開示の在り方に関する研究会」で検討中であり、御依頼の問題意識については、同研究会の各資料においても触れられております。その中で指摘されている課題や論点への対応を検討しつつ、制度設計する必要があるのではないのでしょうか。